

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値（評価値）			報告時 検出下限値
				検体1	検体2	検体3	
[37] 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジ ル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロ ペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボ キシラート（別名：テフルトリン） 初期・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度：0/9(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：0/27(欠測等：0) 検出範囲：nd 検出下限値範囲：0.10～8 検出下限値：8 要求検出下限値：250	茨城県	1	那珂川勝田橋（ひたちなか市）	nd	nd	nd	0.4
		2	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	nd	nd	nd	0.4
	栃木県	3	田川（宇都宮市）	nd	nd	nd	0.4
	石川県	4	犀川河口（金沢市）	nd	nd	nd	8
	愛知県	5	名古屋港	nd	nd	nd	0.4
	京都市	6	桂川宮前橋（京都市）	nd	nd	nd	0.10
	和歌山県	7	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	nd	nd	nd	0.4
	香川県	8	高松港	nd	nd	nd	0.4
	佐賀県	9	伊万里湾	nd	nd	nd	0.4

(注1)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注2) nd：不検出